

市立四日市病院 E S C O 事業提案審査要領

市立四日市病院 E S C O 事業にかかる提案の審査は、事業者から公募した包括的な省エネルギー改修に関する提案（以下「E S C O 提案」という。）を厳正かつ公正に審査することを目的として設置された市立四日市病院 E S C O 事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次のとおり行う。

1 E S C O 提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

提案募集要項に記載の応募条件に従い、応募者の応募資格要件を確認する。

(2) 提案要請

確認の結果、応募条件を満たす応募者に対し、提案要請を文書で通知する。

また、応募条件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を 1 件および優秀提案を順位を付して数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知するとともにホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

2 提案書の審査

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理指針」等について、総合的に E S C O 提案の審査を行う。

(1) 応募者からの E S C O 提案書をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を、「E S C O 提案審査評価項目」に従い審査する。

ア 環境面の評価項目

(ア) 対象施設全体の省エネルギー率が高いこと

(イ) 二酸化炭素排出量の削減効果が高いこと

(ウ) N O x、S O x、ばいじん、騒音・振動等についての環境対策が考慮されていること

イ 財政面の評価項目

(ア) 15 年間の利益総額が大きいこと

(イ) 光熱水費削減保証額が大きいこと

(ウ) 当院の保証利益が大きいこと

(エ) 経営状況や資金調達計画が信頼できること

(オ) 工事費用の積算が適正であること

ウ 技術面の評価項目

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること
- (イ) 工事施工、運転・維持管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと
- (ウ) 設備（システム）構成に信頼性、安定性、事業継続性があること
- (エ) 維持管理、計測・検証方法、運転管理指針および緊急時対応の提案に具体性・妥当性があること

エ その他総合面の評価項目

- (ア) 提案が全体としてバランスよく優れており、プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと
- (イ) 地域経済への貢献（地元企業の活用）
- (ウ) 建設役割における同種・類似工事の施工実績の有無について

- (2) 審査結果により、総合得点の最も高い提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。
- (3) 総合得点が同点であったときは、評価項目1の優劣で採択を決定し、評価項目1も同点であったときは、評価項目10の優劣で決定する。
- (4) 審査の過程において、応募者にプレゼンテーションの実施を求める。また、必要に応じて事務局によるヒアリングを実施する。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反すると認められる場合
- (5) 提案の前提条件を満たさない場合
- (6) 提案内容が明らかに具体性・妥当性・安全性・信頼性を欠く場合
- (7) 提案による工事施工、運転・維持管理が当院の運営・業務に支障があると判断される場合

●市立四日市病院ESCO事業 ESCO提案審査評価項目

【失 格 条 件】次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合 2. 提出書類に虚偽の記載があった場合 3. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合 4. 本募集要項に違反すると認められる場合
5. 提案の前提条件を満たさない場合 6. 提案内容が明らかに具体性・妥当性・安全性・信頼性を欠く場合 7. 提案による工事施工、運転・維持管理が当院の運営・業務に支障があると判断される場合

| 評 価 項 目 | | 採 点 基 準 | 点 数 | 係 数 | 評価点 |
|----------------------|---|---|-----|-----|-----|
| 1 | 対象施設全体の省エネルギー率が高いこと | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | | 5 | 25 |
| 2 | 二酸化炭素排出量の削減効果が高いこと | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | | 5 | 25 |
| 3 | NOx、SOx、ばいじん、騒音・振動等についての環境対策が考慮されていること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 3 | 15 |
| 4 | 15年間の利益総額が大きいこと ※1 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | | 4 | 20 |
| 5 | 光熱水費削減保証額が大きいこと | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | | 4 | 20 |
| 6 | 当院の保証利益が大きいこと | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | | 4 | 20 |
| 7 | 経営状況や資金調達計画が信頼できること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 4 | 20 |
| 8 | 工事費用の積算が適正であること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 3 | 15 |
| 9 | 技術提案に具体性・妥当性があること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 4 | 20 |
| 10 | 工事施工、運転・維持管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 5 | 25 |
| 11 | 設備（システム）構成に信頼性、安定性、事業継続性があること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 5 | 25 |
| 12 | 維持管理、計測・検証方法、運転管理指針および緊急時対応の提案に具体性・妥当性があること | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 4 | 20 |
| 13 | 提案が全体としてバランスよく優れており、プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと | 5：特に優れている 4：優れている 3：中程度 2：やや劣る 1：劣る | | 3 | 15 |
| 14 | 地域経済への貢献（地元企業の活用）※2 | 5：80%以上 4：60%以上 3：40%以上 2：20%以上 1：10%以上 | | 4 | 20 |
| 15 | 建設役割における同種・類似工事の施工実績の有無について ※3 | 5：同種工事の実績がある 3：類似工事の実績がある | | 3 | 15 |
| 評 価 点 合 計 （300点満点）※4 | | | | | |

※1 提案する事業期間にかかわらず、すべての提案について、ESCOサービス開始後、15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費等削減額－契約期間中のESCOサービス料の総額（当院の自己資金活用分を含む）－契約期間終了後、15年目までの間に当院が支出する維持管理費」であり、光熱水費等削減額の算出の基準となるベースラインは、当院が示す光熱水費支出額と維持管理費等相当額の合計金額とする。

※2 ESCO事業の実施に伴う設計、建設工事および運転・維持管理等における地元企業（市内に本店を置く企業）への工事請負、業務委託、資材調達、その他業務等の発注率について評価し、その算定式は下記のとおりとする。

$$\text{地域経済への貢献（率）} = \frac{\text{地域経済貢献金額}}{\left(\text{ESCOサービス料のうち、元金相当費} + \text{当院自己資金を活用する改修工事費等に要する費用} \right)}$$

なお、本項目にかかる提案が未達成である場合は、当院と協議を行い、事業者において提案を遵守できない合理的な理由が認められない場合、当院は、下記の方法により算出された金額を、ESCOサービス料から控除するものとする。

$$\text{控除する金額} = (\text{提案による地域経済貢献金額} - \text{実際の地域経済貢献金額}) \times 1 / 10$$

* 地域経済貢献金額とは、市内へ本店を置く企業への発注金額をいう。

※3 平成14年度以降に完成した1契約5,000万円以上の工事を元請け又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として、施工した実績の有無を評価する。

・同種工事とは、500床以上の病院（*1）又は診療所（入院施設を有するもの）の内、建物の用途が医療関係施設（*2）の新築、増築又は改築工事に伴う建築機械設備工事

・類似工事とは、250床以上の病院（*1）又は診療所（入院施設を有するもの）の内、建物の用途が医療関係施設（*2）の新築、増築又は改築工事に伴う建築機械設備工事

*1 「病院」とは、医療法に規定されている病床数20床以上の入院施設（病棟）をもつものとする。

*2 「医療関係施設」とは、診療施設、入院施設、検査施設、薬剤施設とする。

※4 応募者が一社の場合は、評価項目1、2、4、5、6について前提条件を満たしているかどうかの確認のみを行うため、評価項目の対象外とする。この場合、評価点合計は300点から評価項目1、2、4、5、6の合計110点を除いた190点満点とする。